

議案第 56 号

橋本市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について

橋本市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 26 年 2 月 10 日 提出

橋本市長 木下 善之

橋本市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例

橋本市簡易水道事業給水条例(平成 18 年橋本市条例第 160 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線及び太線の部分である。

改正後		改正前	
<p>(メーターの貸与及びその費用)</p> <p>第 17 条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 <u>メーターの貸与費用は、次の区分により定める額に、当該額に消費税</u>  <u>法(昭和 63 年法律第 108 号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及び</u>  <u>その額に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に定める地方消費税の税率</u>  <u>を乗じて得た額を合算した額を加えた額(1,000 円未満の端数を生じた</u>  <u>ときは、これを切り捨てるものとする。)</u>とし、給水装置工事の申込者                      の負担とする。</p> <p>(1) 直読式メーター</p>		<p>(メーターの貸与及びその費用)</p> <p>第 17 条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 <u>メーターの貸与費用は、次の区分により、給水装置工事の申込者の負</u>  <u>担とする。</u></p> <p>(1) 直読式メーター</p>	
メーターの口径	13 ミリメートル	メーターの口径	13 ミリメートル
金額	円 7,620	金額	円 8,000
<p>(2) 遠隔指ボ式メーター</p> <p>メーターの口径</p>		20 ミリメートル	
金額	円 69,524	金額	円 73,000
(料金)		(料金)	
<p>第 24 条 料金は、次の各号による。</p> <p>(1) 西畑簡易水道における料金は、<u>毎使用月における使用者の使用水量</u>  <u>に応じ、次の区分により定める額に、当該額に消費税法に定める消費</u>  <u>税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税の</u>  <u>税率を乗じて得た額を合算した額(1 円未満の端数を生じたときは、</u>  <u>これを切り捨てるものとする。)</u>を加えた額とする。ただし、料金                      の算定に当たり、算出して得た額に 1 円未満の端数が生じたときは、</p>		<p>第 24 条 料金は、次の区分による。</p> <p>(1) 西畑簡易水道</p>	

これを切り捨てるものとする。

専用給水装置

用途	料率		超過料金 (1立方メートルにつき)
	基本料金 (1月につき)	料金	
一般用	水量 10立方メートルまで	1,459円	48円62銭
備考	1 略		

(2) 九重簡易水道における料金は、毎使用月における使用者の使用水量に応じ、次の区分により定める額に、当該額に消費税法に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額(1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。)とする。ただし、専用給水装置については、料金の算定に当たり、算出して得た額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

ア 専用給水装置

用途	料率		超過料金 (1立方メートルにつき)
	基本料金 (1月につき)	料金	
家事用	水量 10立方メートルまで	1,945円	195円
営業用	水量 20立方メートルまで	4,959円	253円
公共用	水量 20立方メートルまで	4,959円	253円
工場用	水量 100立方メートルまで	24,987円	273円
私設消火栓・消防の演習用	1栓1回	1,362円	
臨時用	1立方メートルにつき	681円	
備考	1～5 略		

専用給水装置

用途	料率		超過料金 (1立方メートルにつき)
	基本料金 (1箇月につき)	料金	
一般用	水量 10立方メートルまで	1,575円	52円50銭
備考	1 略 2 料金の算定に当たり、算出して得た額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。		

(2) 九重簡易水道

ア 専用給水装置

用途	料率		超過料金 (1立方メートルにつき)
	基本料金 (1箇月につき)	料金	
家事用	水量 10立方メートルまで	2,100円	210円
営業用	水量 20立方メートルまで	5,355円	273円
公共用	水量 20立方メートルまで	5,355円	273円
工場用	水量 100立方メートルまで	26,985円	294円
私設消火栓・消防の演習用	1栓1回	1,470円	
臨時用	1立方メートルにつき	735円	
備考	1～5 略 6 料金の算定に当たり、算出して得た額に10円未満の額が		

イ 供用給水装置		生じたときは、これを切り捨てるものとする。	
用途	料率	基本料金 (1 箇月につき)	超過料金 (1 立方メートルにつき)
	水量	料金	料金
家事用	10 立方メートルまで	2,100 円	210 円
備考	略		
(給水分担金)			
第 32 条 給水分担金は、次の区分により、給水装置の新設工事申込者からの申込みの際に徴収する。			
(1) 西畑簡易水道			
メーターの口径	13 ミリメートル	金額	150,000 円
(2) 九重簡易水道			
メーターの口径	20 ミリメートル	金額	420,000 円
2・3 略			

  

イ 供用給水装置		生じたときは、これを切り捨てるものとする。	
用途	料率	基本料金 (1 月につき)	超過料金 (1 立方メートルにつき)
	水量	料金	料金
家事用	10 立方メートルまで	1,945 円	195 円
備考	略		
(給水分担金)			
第 32 条 給水分担金は、次の区分により定める額に、当該額に消費税法に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額 (1,000 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。)とし、給水装置の新設工事申込者からの申込みの際に徴収する。			
(1) 西畑簡易水道			
メーターの口径	13 ミリメートル	金額	142,858 円
(2) 九重簡易水道			
メーターの口径	20 ミリメートル	金額	400,000 円
2・3 略			

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- この条例による改正後の橋本市簡易水道事業給水条例 (以下「新条例」という。) 第 17 条第 4 項の規定は、この条例の施行の日 (以下「施行日」という。) 以後に申込みが行われたものに係るメーターの貸与費用について適用し、施行日前に申込みが行われたものに係るメーターの貸与費用については、なお従前の例による。
- 新条例第 24 条の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給している水道にあって、施行日から平成 26 年 4 月 30 日までの間に初めて料金の額が確定するものに係る当該料金については、なお従前の例による。
- 新条例第 32 条第 1 項の規定は、施行日以後に給水装置の新設工事の申込みが行われたものに係る給水分担金について適用し、施行日前に当該工事の申込みが行われたものに係る給水分担金については、なお従前の例による。